年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 22 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第2600194号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第2600017号

第１　結論

請求者のＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年９月30日から同年10月１日に訂正し、同年９月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和61年９月30日から同年10月１日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る昭和61年９月30日から同年10月１日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和38年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和61年９月30日から同年10月１日まで

Ａ事業所を昭和61年９月30日に退職したが、同事業所が厚生年金保険の資格喪失日を同日で届け出たため、退職月の１か月が未加入期間となっている。調査の上、資格喪失日を同年10月１日に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ事業所から提出された請求者に係る労働者名簿及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに雇用保険記録等から判断すると、請求者は、昭和61年９月30日までＡ事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿から、11万円にすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る資格喪失日の届出を請求どおりに行ったか、また、請求期間の厚生年金保険料を納付したかについて、いずれも不明である旨を回答しているが、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及びオンライン記録の資格喪失日によると、事業主が昭和61年９月30日を資格喪

失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。